

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

多賀町教育委員会事務局 学校教育課

多賀町では、経済的な理由により小中学校の就学に必要な経費の負担にお困りの保護者を対象に、学用品費・学校給食費・校外活動費・修学旅行費などの一部を援助します。就学援助制度の利用を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえお申込みください。

※この制度は毎年度お申込みが必要です。昨年度認定された方でも、本制度の利用を希望される場合は必ずお申込みください。

援 助 の 対 象 者

- ア. 生活保護を受けている世帯
- イ. 町民税が非課税または減免されている世帯
- ウ. 児童扶養手当の受給世帯
- エ. 経済的な理由により、学資の支弁が困難と認められる世帯
(ただし所得制限があります。所得制限については下記の＜目安となる年間総所得＞をご覧ください。)

＜目安となる年間総所得＞

世帯員	世帯の状況	目安となる年間総所得※
2人	父または母 35 歳、子 10 歳	1,752,000 円
3人	父または母 41 歳、子 10 歳・13 歳	2,459,000 円
3人	父母 35 歳・35 歳、子 10 歳	2,320,000 円
4人	父母 41 歳・41 歳、子 10 歳・13 歳	2,961,000 円
5人	父母 41 歳・41 歳、子 7 歳・10 歳・13 歳	3,493,000 円
6人	父母 41 歳・41 歳、子 10 歳・13 歳、祖父母 70 歳・65 歳	3,837,000 円

※ 年間総所得は、世帯の状況（人数、年齢）等により上下します。あくまでも目安としてご利用ください。

※ 年間総所得とは、令和6年中における世帯全員の額の合計です。

申 込 み 受 付 期 間

■ 集中受付期間 令和7年4月7日（月）～令和7年4月25日（金）

■ 提 出 先 お子様が通っている学校または
多賀町教育委員会事務局学校教育課

※申込みは年度の途中でも受付しております。（ただし受付日以降の月額の援助費となりますのでご注意ください。）

援 助 の 内 容

※この表は令和6年度の年額の援助費で、変更される場合があります。

支 給 費 目	小 学 校	中 学 校	備 考
学 用 品 費	11,630 円	22,730 円	
通 学 用 品 費	2,270 円	2,270 円	第2学年以上の者のみ対象
新入学児童生徒学用品費等	57,060 円	63,000 円	入学予定者および第1学年の4月認定者のみ対象
校 外 活 動 費	1,600 円	2,310 円	遠足等の交通費、見学科
修 学 旅 行 費	対象経費額	対象経費額	上限あり
学 校 給 食 費	実 額	実 額	
医 療 費	実 額	実 額	学校病※に関する治療費 ※トラコーマや結膜炎など学習に支障を生ずるおそれのある疾病
オンライン学習通信費	14,000 円	14,000 円	実施の場合のみ

申 込 み 方 法

就学援助費の受給を希望される場合は、期日までに次の①と②の書類をお子様が通っている学校へ提出してください。

① 「要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書」

- ・世帯員全員の個人番号を記載してください。

（申請書は各学校および学校教育課にあります。また、多賀町 HP からダウンロードできます。）

② 申請理由により以下の書類を提出してください。

	申 請 理 由	必 要 な 証 明 書 類
ア	生活保護を受けている	生活保護受給証明書の写し
イ	過去に生活保護を受けていた	○停止決定通知書または廃止決定通知書 ○世帯で収入がある方全員の令和5年中の収入が確認できる書類
ウ	町民税が非課税または町民税の減免を受けている	町民税非課税証明書など
エ	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当受給者証の写し
オ	経済的な理由により、学資の支弁が困難	世帯で収入がある方全員の令和6年中の収入が確認できる書類

■ 令和6年中の収入が確認できる書類の例として、源泉徴収票や確定申告書の写しがあります。

■ 住民票上別世帯になっていても生計を一にしている方がいる場合は、同一世帯とみなすので、その方の収入が確認できる書類も必要です。

（生計を一にしているとは、消費生活上の家計を一にしている、または単身赴任、就学、病気療養等により、生活費、学資金、療養費等の経済的な援助が行われていることをいいます。）

■ 令和7年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、収入が確認できる書類（1月1日現在の住所地が発行した課税証明書等、収入や各種控除が証明された書類）の添付が必要です。

個人番号を利用する場合の必要書類

申請者の「マイナンバーカード」の写しを提出ください。

マイナンバーカードを作成していない場合は、次の2つの書類の写し**両方**を提出してください。

- (ア) 個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書
 - (イ) 運転免許証、パスポート、在留カードなど公的機関で発行された写真付きの身分証明書
- ※(イ)の書類をご準備できない場合は、お問い合わせください。

認定結果と支給時期

- 集中受付期間にお申し込みいただいた方には、学校を通じ令和7年6月～7月頃に通知をします。
 - 就学援助費は、各学期終了後に指定口座へ振込をします。(およそ8月、1月、4月ごろ)
- ※ 就学援助費は学校給食費等が免除されるものではありません。保護者が支払った費用の一部に対して後から援助する制度ですので、学校給食費等の未納がないようにお願いします。
- そのため、学校給食費等に未納がある場合は、就学援助費を未納金へ優先的に充当する場合があります。

問 い 合 わ せ 先

就学援助制度についてご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

多賀町教育委員会事務局 学校教育課

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀 324

TEL：0749-48-8123

FAX：0749-48-8155

有 線：2-3741